

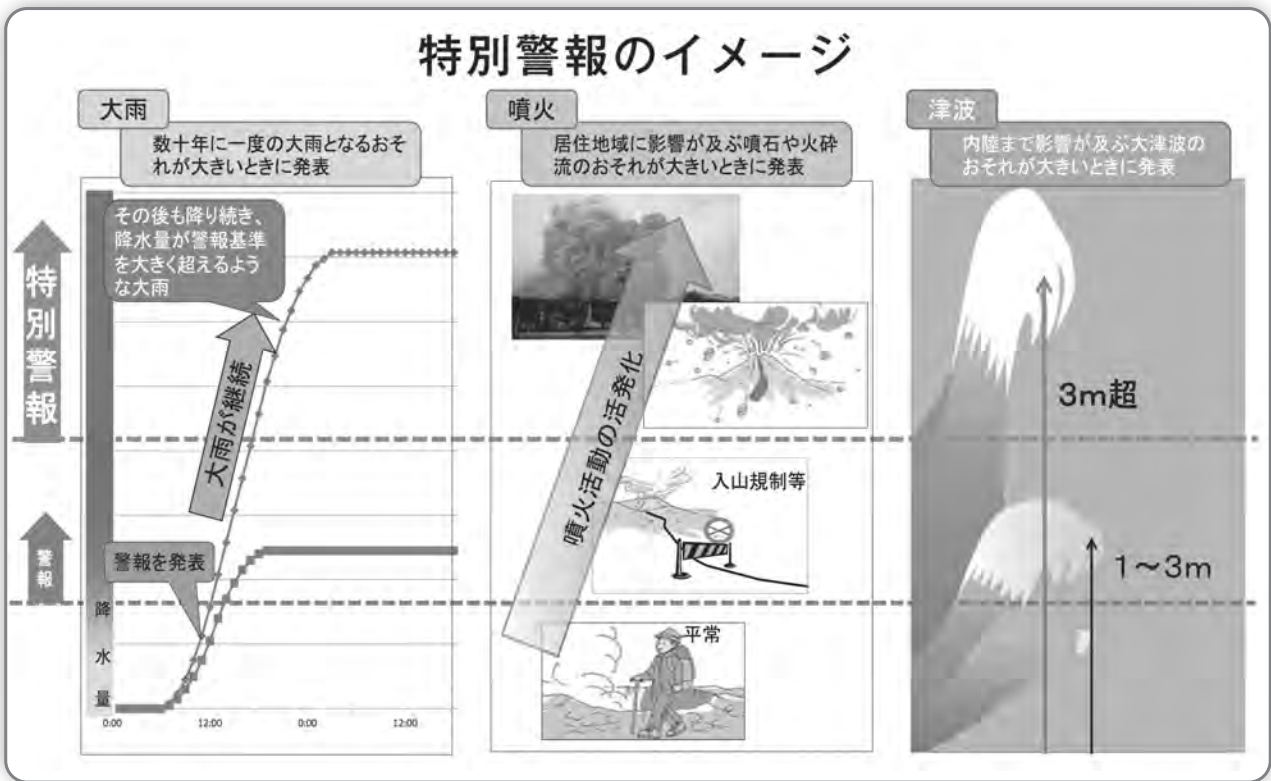
8月30日から『特別警報』の発表を開始しました

気象庁は、これまでの大雨・津波・高潮などの「警報」に加え、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、特別な警戒を呼びかける「特別警報」を新たに発表します。

対象となる現象は、「東日本大震災における非常に高い津波」、「居住地に大きな影響のある火山噴火」、「これまでに経験が無いような低気圧や台風による激しい豪雨や暴風」など異常な気象現象が発生した場合が該当になります。

津波、火山噴火については、既にある大津波警報、噴火警報のうち、危険度が非常に高いものを特別警報として、従来の名称のまま発表します。特別警報が発表された場合、お住まいの地域は一生のうちに何度も経験しないような非常に危険な状況です。屋外の状況や避難指示・勧告に留意し、直ちに命を守るために最善の行動をとってください。

また、従来の警報も重大な災害の起こるおそれがある場合に発表しています。大雨などの被害を防ぐには、時間をおって発表される注意報・警報やその他の気象情報を活用し、早め早めの行動をとることがあなたや家族の命を守ります。



特別警報の詳細は、気象庁ホームページでご確認ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>

問合せ

釧路地方気象台防災業務課

電話 0154(31)5146番

9月10日に総合防災訓練を実施します

市では、大規模な災害発生に備えるため、各防災機関や市民が連携した総合防災訓練を毎年9月に実施しています。

自衛隊や消防などによる、倒壊家屋や車両事故からの救出、ヘリコプターによる緊急患者の輸送、市民参加による消火訓練などが行われます。

訓練に積極的に参加して、災害に強いまちを目指しましょう。

「緊急速報メール」を使用した情報伝達訓練を実施します

9月10日(火)の午後1時15分から午後1時30分の間に、市で実施する総合防災訓練に併せて、「緊急速報メール」を利用した情報伝達訓練をドコモ、au、ソフトバンクの3社で実施しますので、実際の災害と間違わないようご注意ください。

また、受信音がなりますので、会議などの行事がある場合は、緊急速報メールの受信音が鳴らないように設定することをお勧めします。

設定については、各携帯電話会社のホームページ・販売店でご確認をお願いします。

問合せ

市総務課総務・防災担当

TEL (23) 61111番

内線 2222・2223